

件 名	令和4年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について
提 案 理 由	堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の公正な採択を行うため、教科用図書採択の基本方針及び採択基準を上程するものである。
議案 (報告) の概要又は要旨	<p>教科用図書 (以下「教科書」という。) 採択にあたり、堺市教育委員会の基本方針及び採択基準を策定しようとするものである。</p> <p>① 採択の基本方針を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。</li> <li>・ 知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。</li> <li>・ 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。</li> <li>・ 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。</li> </ul> <p>② 採択基準は、大阪府教育委員会からの通知を踏まえ定める。</p> <p>令和4年度の小学校及び中学校の教科書については、義務教育諸学校の教科書の無償措置法第14条に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。</p> <p>なお、令和3年度、中学校の自由社「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。</p> <p>本市においては、新たに発行されることとなった自由社の「新しい歴史教科書」についての今年度の調査研究の結果及び令和2年度に採択された帝国書院の「社会科 中学校の歴史」の昨年度の調査研究結果や採択理由等を踏まえ、令和4年度使用教科用図書を採択することとする。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</li> <li><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会 (定例会・臨時会) に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> その他 (関係者に配付する。)</li> </ul>

議案第16号

令和4年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について

このことについて、次のとおり基本方針及び採択基準を定め、教科用図書の採択を実施する。

令和 3年 5月17日  
堺市教育委員会  
教育長 日渡 円

## 堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針

堺市教育委員会

教科用図書（以下「教科書」という。）は、教育課程の編成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、児童生徒が学習を進めるうえで重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、堺市教育委員会は、教育基本法、学校教育法及び教科書採択関係法令に基づき、堺市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。
- 2 知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。
- 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。
- 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。

## 堺市立学校で使用する教科用図書の採択基準

堺市教育委員会

小学校、中学校、支援学校及び支援学級並びに高等学校における令和 4 年度使用教科用図書（以下「教科書」という。）の採択については、大阪府教育委員会が示す採択の基準を踏まえ、次のとおりとする。

1 小学校の令和 4 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 3 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和元年度の採択基準に準じて行う。

2 中学校の令和 4 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 3 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和 2 年度の採択基準に準じて行う。

なお、令和 3 年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第 6 条第 3 号により採択替えを行うことも可能である。

3 支援学校及び支援学級の令和 4 年度使用教科書については、児童生徒の障害や発達の状況を勘案し、一人一人の可能性を伸ばす観点から、文部科学省の検定を経た教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）のうち、最も適切な教科書を採択する。

一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合は、大阪府教育委員会が別に提示する「附則第 9 条関係教科用図書選定資料」の中から、児童生徒の障害や発達の状況を考慮し、最も適切な教科書を採択する。

4 高等学校の令和 4 年度使用教科書については、「高等学校用教科書目録（令和 4 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。その際、それぞれの課程や学科の特性等を考慮して、同一種目において課程及び学科ごとに異なる教科書を採択することができる。

ただし、同一種目で毎年採択替えをすることは原則として避ける。

教 小 中 第 1179 号  
令 和 3 年 4 月 15 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択について（通知）

このたび、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、標記採択事務についての基本事項を別添のとおり定めました。

つきましては、この基本事項に基づき教科用図書の採択事務処理を厳正に行い、適切に処理されるよう特に御配慮願います。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、令和3年5月13日（木）に開催の教科書採択給与事務担当者会等において説明する予定です。（新型コロナウイルス感染症の状況によって開催方法や日程等が変更になる場合もあります。詳細は追って連絡します。）

連絡先

担 当 市町村教育室 小中学校課  
学事グループ 西井

電 話 06-6941-0351 （内線3425）

F A X 06-6944-3826

E-mail [NishiIT@mbx.pref.osaka.lg.jp](mailto:NishiIT@mbx.pref.osaka.lg.jp)

## 令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

## 1 市町村教育委員会における採択の基準について

(1) 小学校及び義務教育学校前期課程（以下、「小学校」という。）の令和4年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和元年度の採択基準に準じて行うこと。

(2) 中学校及び義務教育学校後期課程（以下、「中学校」という。）の令和4年度使用教科用図書については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和2年度の採択基準に準じて行うこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。その際、以下の事項に留意すること。

ア 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

イ 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）が別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

ウ 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

エ 上記を含めて採択替えを行う場合には、2以上の町村を併せた地域で構成された採択地区（以下、「共同採択地区」という。）の関係町村教育委員会については、2（1）に定める教科用図書採択地区協議会運営要領によること。また、指定都市並びに1市1採択地区（以下、「単独採択地区」という。）の教育委員会については、2（2）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。あわせて、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情

報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

オ 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

(3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。

ア 児童・生徒の障がいや発達の状態を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。

イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成29年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

## 2 採択地区協議会並びに選定委員会運営要領について

(1) 教科用図書採択地区協議会運営要領

無償措置法施行規則第6条第3号の規定により、中学校社会（歴史的分野）の採択替えを行う場合には、共同採択地区内の関係町村教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定により教科用図書採択地区協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、協議により定めた規約のほか、次の要領によって運営すること。

ア 協議会は教科用図書の調査及び研究を行い、関係町村教育委員会の諮問に応じて答申すること。

イ 協議会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の指導・助言を求めることができる。

ウ 専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。

エ 調査員は、関係町村教育委員会の事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうちから、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること。

オ 調査員の数は、協議会が種目ごとに定めること。

カ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。

キ 協議会は、調査員の作成資料を整理検討するため、必要に応じ調査研究委員会を設けることができる。

ク 調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した委員で組織すること。なお、府教育庁職員の助言を求めることができる。

ケ 調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申すること。

コ 協議会の委員、調査員、調査研究委員会の構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係

を有しない者であること。なお、別紙様式1による誓約書を所属の教育委員会に提出させること。

サ 令和4年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会または協議会に申し出ることができるものとする。

## (2) 教科用図書選定委員会運営要領

無償措置法施行規則第6条第3号の規定により、中学校社会（歴史的分野）の採択替えを行う場合には、単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、次の要領によって運営すること。

ア 委員会は、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申すること。

イ 委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること。

ウ 委員会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の助言を求めることができる。

エ 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。

オ 教育委員会は、事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうち、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に委嘱・任命すること。

カ 調査員の数は、委員会が種目ごとに定めること。

キ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。

ク 委員会の委員、調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。  
なお、別紙様式2による誓約書を提出させること。

ケ 令和4年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、教育委員会または委員会に申し出ることができるものとする。

コ 委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担すること。

## 3 国立・私立学校における採択について

(1) 小学校の令和4年度使用教科用図書については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和元年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。



- (2) 中学校の令和4年度使用教科用図書の採択については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和2年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。その際、以下の事項に留意すること。

- ア 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。
- イ 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）が別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。
- ウ 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。
- エ 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。
- オ 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成29年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

#### 4 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における選定については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要があるときは、令和2年度の選定基準に準じて行うこと。

無償措置法施行規則第6条第3号の規定により、中学校社会（歴史的分野）の採択替えを行う場合には、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を活用すること。

(2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。

ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。

イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。

ウ 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が平成29年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

## 5 採択の公正確保について

採択の適正を期するため、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等に影響されることなく、自主的な調査研究により公正な採択を行うこと。

(別紙様式1)

〇 〇 教育委員会 様

職

名 前

印

わたくしは、〇〇地区義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会規約  
第〇条第〇項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を  
有する者でないことを誓約します。

令和 年 月 日

(別紙様式2)

〇 〇 教育委員会 様

職

名 前

印

わたくしは、〇〇市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

第〇条第〇項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を

有する者でないことを誓約します。

令和 年 月 日